

医療的ケア児への支援について

これまでの動向

医療的ケア児とは

- 医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童が増加
- 全国の在宅の医療的ケア児は、約2万人（R3厚生労働省研究班推計）
⇒東京都における医療的ケア児は約2千人と推計

医療的ケア児支援法の施行

（R3.6月成立、9月施行）

- 医療的ケア児と家族への支援の基本理念を定め、国・地方公共団体の責務、保育所・学校の設置者等の責務を規定
- 都道府県知事が医療的ケア児支援センターを設置することができることを規定

都における取組

- 都の実態調査の結果等も踏まえ、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、在宅生活を支えるサービスの充実、支援や調整を行うことができる人材の養成、保護者の就労支援に取り組む

協議の場

- **医療的ケア児支援地域協議会（R3-）**
▶ 医療的ケア児支援に係る関係機関による施策の推進や連携の強化を図る協議の場を運営

相談拠点

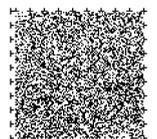
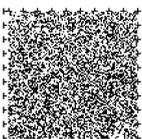
- **医療的ケア児支援センター（R4-）**
▶ 医療的ケア児・家族等に対する相談支援、区市町村・関係機関への情報提供、連絡調整の拠点

在宅支援

- **重症心身障害児等在宅療育支援事業（S57-）** H29対象拡大
▶ 訪問看護による医療的ケアや発達・療育支援、家族への看護技術指導や療育相談等を実施
- **医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業（R5-） R5新規**
▶ 訪問看護ステーションの職員に対する研修を実施し、医療的ケア児の受入れに係る経費を補助
- **在宅レスパイト・就労等支援事業（H23-）** H29対象拡大 **R5拡充**
▶ 家族の休養や就労等を支援するため、自宅へ訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援
- **障害者（児）ショートステイ事業**
▶ 短期入所事業所において病床確保、看護師等に係る経費補助により受入れを促進 **R5拡充**
▶ 医療型短期入所の新規開設に向けた開拓、医療機器等の整備費用を補助 **R5新規**
- **医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業（R5-） R5新規**
▶ 民間事業所等に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの活動に係る経費を補助

通所支援

- **障害児の放課後等支援事業（R3-）**
▶ 医療的ケア児や重症心身障害児の放課後等の支援の拡充に取り組む区市町村を支援



都における取組（続き）

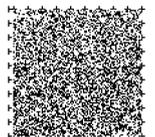
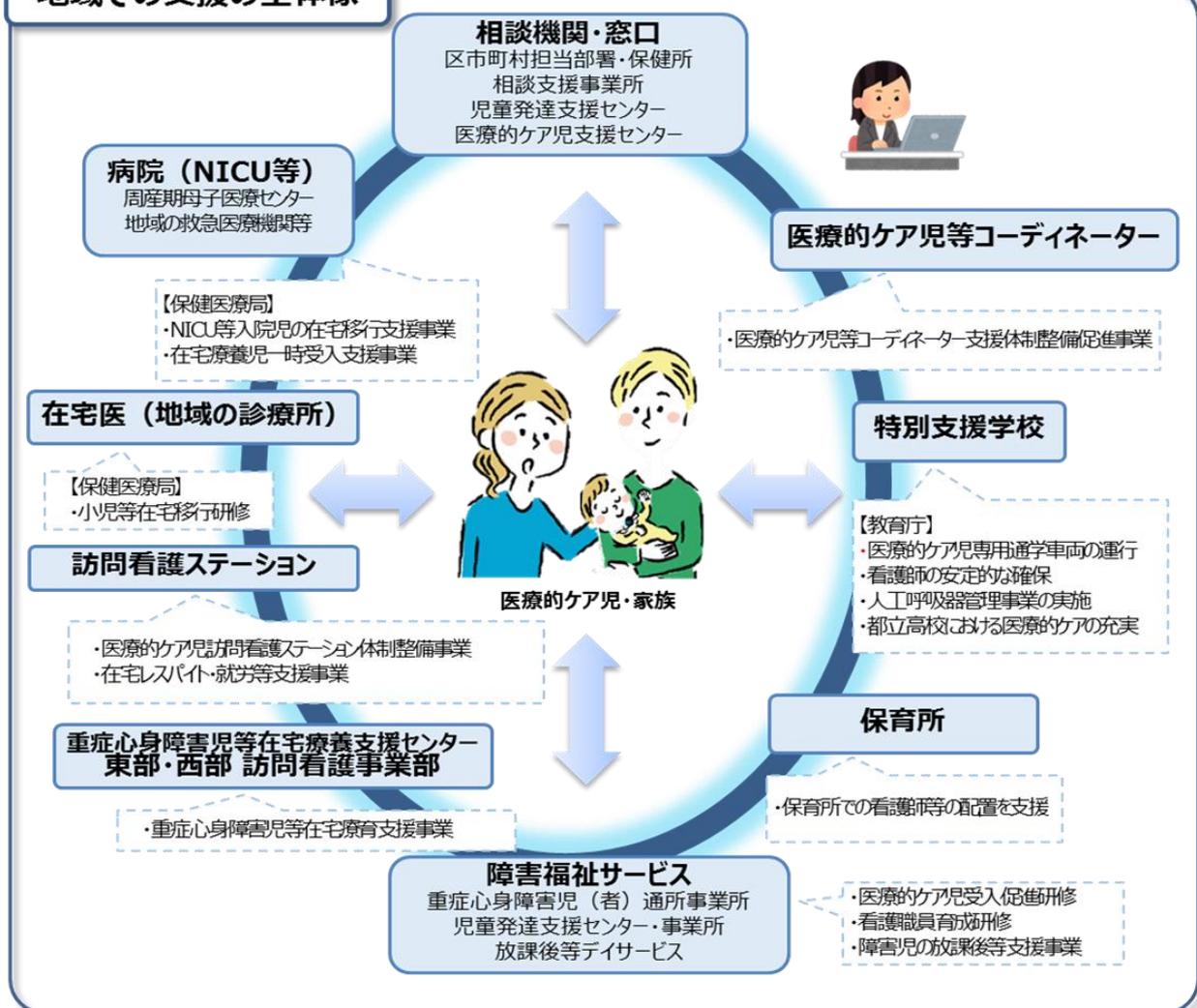
人材育成

- **医療的ケア児等支援者育成研修（H29-）**
 - ▶ 支援に関わる関係機関職員(教育・保育、行政職員も含む)を対象に、支援に関する基本的な理解を促進
- **医療的ケア児等コーディネーター養成研修（H30-） R5拡充**
 - ▶ 主に相談支援専門員等を対象に医療的ケア児の支援を地域において総合調整するコーディネーターを養成
- **医療的ケア児受入促進研修（R4-）**
 - ▶ 障害児通所支援事業所等向けの医療的ケア児の受入れ、体制整備に向けた基礎知識の習得
- **医療的ケア児に対応できる看護職員育成研修（R5-） R5新規**
 - ▶ 障害児通所支援事業所への就業予定、希望がある看護職員向けの医療的ケアの知識・技術の習得

保護者の就労

- **医療的ケア児ペアレントメンター事業（R5-） R5新規**
 - ▶ 親の就労や子育てに関する不安や悩みに対してメンターによる傾聴、共感、寄り添い等の支援
- **医療的ケア児日中預かり支援事業（R5-） R5新規**
 - ▶ 医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対して、必要な経費を補助

地域での支援の全体像



関連事業実績

医療的ケア児に対する支援のための体制整備

概要

目的	医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉その他の各関連分野の支援を行う機関の医療的ケア児施策の推進及び連携の強化を図る協議を行う協議会を設置するとともに、地域で医療的ケア児に対する支援を適切に行うことができる人材を育成するための各種研修を実施する。
実施主体	東京都
事業内容	1 東京都医療的ケア児支援地域協議会 2 医療的ケア児等支援者育成研修 3 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

事業実績（令和4年度）

東京都医療的ケア児支援地域協議会 開催回数	東京都医療的ケア児等 コーディネーター養成 研修 修了者数	東京都医療的ケア児等支援者育成研修	
		開催回数	受講者数
3回	103人	1回（Web）	2,694人

